

社会福祉法人茨城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等自立支援資金貸付規程

（目 的）

第1条 この規程は、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度実施要綱（平成28年3月7日付け厚生労働省発雇児0307第3号厚生労働事務次官通知。以下「要綱」という。）、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について（平成28年3月7日付け雇児発0307第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「局長通知」という。）、及び茨城県児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業実施要領（平成28年5月25日付け子家第189号茨城県保健福祉部長通知）に基づき、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する、要綱第1に規定される児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は自立援助ホーム（以下「児童養護施設等」という。）に入所中又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）へ委託中の者及び児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託が解除された者に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）の貸付方法、事務手続等を規定することにより、適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（貸付の種類）

第2条 自立支援資金は、生活支援費、家賃支援費、資格取得支援費とする。

（貸付対象者）

第3条 自立支援資金の貸付対象者は、貸付の種類ごとに、次のとおりとする。

1 生活支援費

（1）茨城県（以下「県」という。）内の児童養護施設等を退所した者又は里親等への委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）

（2）本条第2項に定める就職者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者（以下「新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者」という。）

2 家賃支援費

進学者のほか、児童養護施設等を退所した者又は里親等の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者で、就職している者（以下「就職者」という。）

3 資格取得支援費

児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等の委託を解除された者であって、就職に必要となる資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）とする。

（貸付期間及び貸付額）

第4条 自立支援資金の貸付期間及び貸付額は次のとおりとする。

1 生活支援費

（1）進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：月額 50,000 円（進学者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者は、大学等に在学する期間のうち 12 か月間について、貸付額を 80,000 円とする。）
上記に加え、医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち 2 年間までは医療費などの実費相当額を貸付額に加算することができる。

（2）新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者

貸付期間：12 か月間

貸付額：月額 80,000 円

2 家賃支援費

（1）進学者

貸付期間：大学等に在学する期間

貸付額：1 か月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

（2）就職者

貸付期間：就職者については、退所又は委託解除後から 2 年を限度として就労している期間（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける就職者は、退所又は委託解除後から休職期間を含む 3 年を限度として就労している期間とする。）

貸付額：1 月当たりの家賃相当額（管理費及び共益費を含む。）とし、居住する地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする。

3 資格取得支援費

貸付額は、資格取得に要する費用の実費とし、250,000 円を上限とする。

（自立支援資金の貸付方法及び利子）

第5条 貸付対象者は、児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除から 5 年が経

過するまでの間、貸付の申請を行うことができる。児童養護施設等の退所又は里親等の委託解除の時点においては、貸付を申請する必要がなかった者がその後に生じた事由により貸付の申請を行うこともできるものとする。ただし、第4条第1項から第3項までの貸付について、申請はそれぞれ1回までとする。

2 自立支援資金の利子は、無利子とする。

(貸付けの申請)

第6条 自立支援資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、入所する児童養護施設等の長又は里親等を通じ、会長に申請しなければならない。

- (1) 住民票
- (2) 児童養護施設等の長又は里親等の推薦書（第2号様式）
- (3) 生活支援費の申請者は大学等への進学を確認できる書類
- (4) 就職者は就労していることを証する雇用証明書（第3号様式）
- (5) 家賃支援費の申請者は家賃額を確認できる書類
- (6) 資格取得支援費の申請者は資格取得に要した経費を確認できる書類
- (7) その他会長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第7条 自立支援資金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人を1名立てなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。

- 2 連帯保証人は、自立支援資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担しなければならない。
- 3 借受人は、連帯保証人を変更するときは、連帯保証人変更届（第4号様式）を会長に届け出、その承認を受けなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 会長は、第6条による申請があったときは、茨城県社会福祉協議会児童養護施設退所者等支援資金貸付制度運営委員会（以下「運営委員会」という。）の選考を経て貸付けの可否を決定するものとする。ただし、この申請が第1号及び第2号に該当する場合は、会長が貸付けの可否の決定を行うことができるものとし、この結果を運営委員会に報告するものとする。

- (1) 生活保護受給世帯の者による申請の場合
- (2) 資格取得支援費の申請の場合

2 会長は、前項の規定により自立支援資金の貸付けの可否を決定したときは、

その旨を申請者に通知するものとする。また、前項ただし書の規定の第1号に係る貸付けの可否を決定したときは、併せて福祉事務所長等に決定通知の写しを送付するものとする。

- 3 生活保護受給世帯の者であって、前項の規定により貸付け決定の通知を受けた者は、福祉事務所長等が発行する保護変更の決定通知書の写し等を会長に提出しなければならない。
- 4 運営委員会の設置について必要な事項は会長が別に定める。

(貸付契約)

第9条 前条の規定による貸付決定の通知を受けた者は、通知を受けた日から15日以内に、収入印紙を貼付した自立支援資金借用証書（第5号様式）を会長に提出しなければならない。

- 2 前項の期間内に契約を締結しない者は、自立支援資金の借受けを辞退したものとみなす。

(自立支援資金の交付)

第10条 会長は、前条第1項の規定により契約を締結したときは、速やかに自立支援資金を口座振替の方法により交付するものとする。

- 2 生活支援費及び家賃支援費は、原則として年4回交付するものとする。

(貸付契約の解除及び貸付の休止)

第11条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、自立支援資金の貸付契約を解除するものとする。

- (1) 自立支援資金辞退届（第6号様式）を提出し、貸付を受けることを辞退したとき
- (2) 貸付を受けている進学者が退学したとき又は貸付を受けている就職者が就職先を離職したとき
- (3) 貸付を受けている進学者又は就職者が死亡したとき

- 2 会長は、前項の規定により貸付契約を解除したときは、その旨を借受人に対し通知するものとする。

(返還債務の当然免除)

第12条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けた自立支援資金の返還債務（履行期限の到来していないものに限る。次条において同じ。）の全部を免除する。

(1) 進学者

- ア 大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ、5年間引き続き就業を継続したとき
- イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(2) 就職者

- ア 就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき
- イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(3) 資格取得希望者

- ア 就職した日から2年間（大学等へ進学した後に資格取得支援費の貸付けを受けた場合には、大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間）引き続き就業を継続したとき
- イ アに定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のために就業を継続することができなくなったとき

(返 還)

第13条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するとき（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合は除く。）は、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間（第16条各項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間）内に、月賦又は半年賦の均等払い、又は一括払いにより自立支援資金を返還しなければならない。なお、1回当たりの返還額は、原則として返還債務を返還回数で除した額とし、会長が別に定めるものとする。

(1) 第11条の規定により自立支援資金の貸付契約が解除されたとき

(2) 貸付を受けた進学者又は資格取得希望者が、大学等を卒業した日から1年以内に就職しなかったとき

(3) 資格取得支援費の貸付を受けた者が、次のアからエのいずれかに該当するとき

- ア 資格を取得するための課程の履修を中止したとき
- イ 心身の故障のため資格を取得するための課程の履修を継続する見込みがなくなったとき
- ウ 死亡したとき
- エ その他資格を取得する見込みがなくなったと認められるとき

(4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障のために就業を継続することが

できなくなったとき

(返還計画書等)

- 第 14 条 借受人は第 13 条第 1 項各号の規定により自立支援資金の返還の債務が生じたときは、当該事由の発生した日から 15 日以内に自立支援資金返還計画書（第 7 号様式。以下「返還計画書」という。）を会長に提出しなければならない。
- 2 会長は、前項の返還計画書を審査の上、借受人に自立支援資金の返還方法及び返還額を通知するものとする。

(返還計画の変更届等)

- 第 15 条 借受人は、前条第 2 項の規定により通知を受けた返還額及び返還方法を変更しようとするときは、自立支援資金返還計画変更届（第 8 号様式）（以下「返還計画変更届」という。）を会長に提出し、承認を受けなければならない。
- 2 会長は、前項の返還計画変更届を審査の上、借受人に自立支援資金の返還額及び返還方法を通知するものとする。

(返還債務の履行猶予)

- 第 16 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当することを届け出たときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、貸付額に係る返還の債務の履行を猶予するものとする。
- (1) 自立支援資金の貸付けを受けた進学者が、第 11 条の規定により貸付契約を解除された後も引き続き大学等に在学している期間
 - (2) 自立支援資金の貸付けを受けた資格取得希望者が、次のア、イのいずれかに該当する場合は、その事由が継続する期間
 - ア 児童養護施設等に入所中又は里親等へ委託中であるとき
 - イ 大学等に在学しているとき
- 2 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない自立支援資金の返還の債務の履行を猶予できるものとする。
- (1) 貸付を受けた進学者、就職者又は資格取得希望者が就業しているとき
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(返還猶予の申請等)

- 第 17 条 借受人は、第 16 条各項の規定により自立支援資金の返還債務の履行の猶予を申請するときは、猶予の事由が発生した日から 15 日以内に、自立支援資金

返還猶予申請書（第 9 号様式）に、次の各号に定める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

（１）大学等に在学している場合

在学証明書

（２）就業している場合

業務従事届（第 10 号様式）

（３）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由の場合

やむを得ない事由であることを証する書類

2 会長は、前項の各号の規定による猶予の申請があったときは、当該猶予の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

3 就業している借受人は、業務従事先を変更したときは業務従事先等変更届（第 11 号様式）に業務従事期間証明書（第 12 号様式）を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（返還債務の裁量免除）

第 18 条 会長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付けた自立支援資金の返還債務の全部又は一部を免除することができる。

（１）死亡、又は障害により貸付を受けた自立支援資金を返還することができなくなったとき

返還の債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

（２）長期間所在不明となっている場合等自立支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から 5 年以上経過したとき

返還の債務の額の全部又は一部

（３）貸付けを受けた進学者又は就職者が、自立支援資金の貸付けを受けた期間に相当する期間以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

（４）貸付けを受けた資格取得希望者が、1 年以上就業を継続したとき

返還の債務の額の一部

2 前項各号の規定により免除する返還債務の額は、就業継続した期間を、自立支援資金を受けた期間（この期間が 4 年に満たないときは 4 年とする。）の 4 分の 5 に相当する期間で除して得た数値（この数値が 1 を超えるときは、1 とする。）を返還の債務の額に乗じて得た額とする。ただし、前項第 4 号の免除額について

は、返還の債務の額に2分の1を乗じて得た額とする。

(返還免除の申請等)

第19条 第12条又は第18条の規定により返還債務の免除を受けようとする借受人は、自立支援資金返還免除申請書(第13号様式)に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の規定による免除の申請があったときは、当該免除の申請について承認すること又は承認しないことを決定したときは、その旨を当該借受人に通知するものとする。

(届出義務等)

第20条 借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(1) 借受人又は連帯保証人の住所、氏名その他の重要な事項に変更があったとき(第14号様式)

(2) 進学者である借受人が卒業したとき(第15号様式)

(3) 進学者である借受人が休学し、復学し、留年し、停学し、又は退学その他の処分を受けたとき(第16号様式)

(4) 就職者である借受人が休職し、停職し、復職し、又は退職したとき(第17号様式)

2 借受人が死亡したときは、連帯保証人は、借受人死亡届(第18号様式)に事実を証明する書類を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

3 第1項各号及び前項による届出は、借受けた自立支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

(勤務期間の計算)

第21条 自立支援資金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる就業期間の計算は、就職し、業務に従事した日の属する月から業務しなくなった日の前日の属する月までの月数による。

(延滞利子等)

第22条 借受人は、正当な理由がなく返還期限までに自立支援資金を返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を支払わなければならない。ただし、返還すべき日とは、最終返還日の属する月の末日とする。

(委 任)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 6 月 10 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、令和 2 年 12 月 11 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の規定の適用の際、現に貸し付けられている貸付金に係る延滞利子については、改正後の規程第 22 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。

附 則

この規程は、令和 3 年 3 月 15 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 4 年 3 月 9 日から施行し、令和 3 年 12 月 20 日から適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 3 月 10 日から施行し、令和 4 年 12 月 2 日から適用する。